

一般財団法人 埼玉県高等学校野球連盟加盟に関する規定

第1条 〔目的〕

本規定は一般財団法人埼玉県高等学校野球連盟に新たに加盟の申請があった場合の、必要事項を定めることを目的とする。

第2条 〔申請資格〕

加盟申請は学校所在地が本県内にある高等学校野球部であることを要する。

第3条 〔提出書類〕

本連盟に加盟を申請する場合は、下記の書類を添えて会長に提出する。

1. 加盟申請書(校長印のあるもの)
2. 部長・監督・部員の名簿
3. 予算書(部活動の概略)

第4条 〔申請期限〕

1. 加盟申請期限は前年度の3月末までとする。
2. 秋季大会に出場を希望する場合は、5月末日までとする。

第5条 〔審議〕

加盟申請があった場合、会長は理事会を招集し理事会の審議を経るものとする。

第6条 〔加盟〕

前条の審議を経て決定する。

第7条 〔加盟金〕

加盟を許可された場合は、すみやかに加盟金(壹万円)を納入するものとする。

第8条 〔施行〕

本規定は令和4年4月1日より施行する。

(付則) 本規程は昭和55年5月1日より一部改定する。

本規程は平成29年4月1日より一部改定する。